

トレジャー☆キッズクラブ中野新橋校

【学童クラブ】利用者募集要項

令和8年（2026年）度利用申請用

○ 申請内容の変更について申告がなかった場合や、虚偽の申請があった場合は、利用を辞退していただくことがあります。

目次

I 学童クラブとは.....	1
II 保育料等について	3
III 利用要件、指数等について.....	4
IV 利用申請の流れについて.....	11
V 申請書類について	16
VI 学童クラブ利用開始後について	20
VII 学童クラブQ&A	21
令和8年度 区立（公設民営）学童クラブ	23
令和8年度 民間（民設民営）学童クラブ	24

一括受付期間（4月中に利用開始を希望する方が対象）

	受付期間	受付場所及び受付時間
第1期申請受付	令和7年11月14日(金)から 令和7年12月12日(金)まで	トレジャー☆キッズクラブ中野新橋校 【月～金】12時～19時（日、祝日を除く） ※上記時間帯でも不在場合があります。 ご来訪前にご一報をお願いいたします。 ※区立学童クラブ・区役所総合窓口では 受付いたしません。保護者の方が直接 施設にご提出ください。 ※電子申請は承っておりません。
第1期審査結果通知	令和8年1月30日(金)頃	
第2期申請受付 (定員に空きがある 学童クラブのみ)	令和8年1月31日(土)から 令和8年2月10日(火)まで	
第2期審査結果通知	令和8年2月下旬から3月上旬 まで	

問い合わせ先



トレジャー☆キッズクラブ中野新橋校

電話番号：03-3375-0228

住所：東京都中野区弥生町2-10-1-201

運営法人：株式会社セリオ

家族を笑顔に！



【株式会社セリオ 東京オフィス】

電話番号：03-6757-3550

住所：東京都中央区新川 2-1-9 石川ビル 5F

学童クラブ利用案内の令和8年度の主な変更点

- 土曜日、学校休業日の「利用要件」を朝8時以降4時間以上と記載しました。また「早退とする時間」を朝8時以降4時間30分未満と記載しました。【5ページ参照】
- 日常的に支援や保護を必要とする児童の定義及び特別支援児童として調整指数が加点となる具体的な内容を記載しました。【5、8ページ参照】
- 放課後等デイサービスの取扱いについて記載しました。【5ページ参照】
- 休職の取扱いについて記載しました。【7ページ参照】
- 4年生から6年生までの日常的に支援や保護を必要とする児童は学年によるマイナス調整を行わない旨記載しました。【8ページ参照】
- 第1期申請で第1希望が待機になり、第2期審査にて第2希望に利用が決定した際の手続きを変更しました。【13、14ページ参照】
- 自営業、家族従業者、個人事業主の提出書類の項目を変更しました。【18ページ参照】
- 提出書類である学童クラブ利用申請書と就労証明書の内容を変更しました。



I 学童クラブとは

1 学童クラブの概要

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。学童クラブでの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。また、保護者の就労時間等だけでなく、学年や生活状況によっても利用時間や必要度が違います。学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、子どもたち一人ひとりが放課後に自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行います。

2 利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

利用は1年毎の申請（年度単位の利用）となります。

現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。

受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期（1か月以上）利用もできます。冬、春休みだけの利用はできません。

3 学童クラブ開設日、お休み

（1）開設日時

区分	時間
月曜日から金曜日まで	放課後～20時
土曜日、学校休業日	8時～20時

※ 学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等

※ 18時過ぎに帰る場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。

（2）学童クラブがお休みとなる日

日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで、その他区長が必要と認めた日

4 定員

○40名



5 学童クラブへの行き帰りについて

- 学童クラブは、お子さんによる通所を原則としていますが、利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。
- 学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。
- 障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者を付ける必要があります。

なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。ご案内のチラシが区役所及び学童クラブにありますので、必要な場合は各所にお申し出ください。事業の内容については、中野区障害福祉課障害者支援係（03-3228-8706）にお問い合わせください。

6 おやつ、食物アレルギー等について

学童クラブでは、利用時間内におやつや補食の提供をします。食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後に個別に状況をお聞きします。利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただくことがあります。

食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

7 お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。

注文弁当も承っています。注文方法等の詳細は、ご利用決定後にお知らせいたします。

※場合によっては、注文弁当を休止する場合もございます。

8 外出について

○学童クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や、塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

○療育・介護等で中抜けを希望する場合は個別にご相談ください。

II

保育料等について

1 保育料

月額5,600円（児童一人につき）

2 納付方法

○保育料のお支払いは、原則口座振替となります（各月末引落。月末が土曜日、日曜日、祝日の場合は金融機関の翌営業日）。「学童クラブ利用承認通知書」と一緒に口座振替の案内をお送りしますので、口座振替の手続きを行ってください。

○新規利用開始時に、口座振替システム登録料（880円）が必要となります。

3 減額、免除（減免）について

	対象	内容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯※1	2人目以降 保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和7年度住民税非課税世帯※2 令和7年度就学援助受給世帯※3	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、1日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	保育料月額4,000円
5	上記1かつ4に該当する児童	保育料月額2,000円

※1 減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ（中野区では学童クラブ）です。

※2 「住民税非課税世帯」で、令和7年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。

※3 「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4月から6月分までの保育料が免除となります。

4 保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。
4月から6月までは前年度の情報により決定します。保育料は4月中旬に決定し保護者へ通知します。
6月の住民税及び就学援助確定時期に見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

5 令和7年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方

○令和8年4月から6月までの保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。

両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

(1) 住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和7年度（令和6年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分

(2) 就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和7年度に中野区立（公設民営）学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和8年7月以降の保育料については別途ご案内します。

III

利用要件、指数等について

1 利用要件

- 学童クラブを利用できる要件は、後述の「2 利用できる児童」と「4 保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、放課後1時間30分以上（1、2年生は16時以降、3年生は16時45分以降）適切な保護を必要とする日が週3日以上（4週で12日以上）あることを常態（概ね1か月間は同じ状態）とする場合です。ただし、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、週2日以上（4週で8日以上）とします。土曜日、長期休業日の利用は、朝8時以降4時間以上保護に欠ける場合とします。
- 保護を必要とする日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する場合は「保護を必要とする日数」を－1日として換算します。
- 1、2年生は16時前、3年生以上は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。
- 1、2年生は16時から16時30分前、3年生以上は16時45分から17時15分前に早退する場合は、1日の早退につき調整指数で－1となります。
なお、この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にはなりません。【8ページ参照】
- 欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等は除きます。

- 前述のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週3日未満（4週で12日未満）の状況が1か月以上続く場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。
- 学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に3か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後の起点とする時間	欠席とする時間	早退とする時間
月曜日から 金曜日まで	1、2年生	14時30分	16時00分前	16時30分前
	3年生以上	15時15分	16時45分前	17時15分前

土曜日 学校休業日	全学年	利用要件	早退とする時間
		朝8時以降4時間以上保護に欠ける場合	朝8時以降4時間30分未満

2 利用できる児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

（1）住所

中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）

（2）学年

小学校1年生から6年生まで。

ただし4年生から6年生までは、日常的に支援や保護を必要とする児童。

※日常的に支援や保護を必要とする児童とは、以下のいずれかに当てはまる児童のことです。

ア) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している児童（当てはまる場合は調整指数の特別支援児童に該当します）。

イ) 発達について病院等で診断を受けており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童。

ウ) 施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される児童。

※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。

詳しくは学童クラブ事業係（03-3228-8884）までお問い合わせください。

3 放課後等デイサービスの利用について

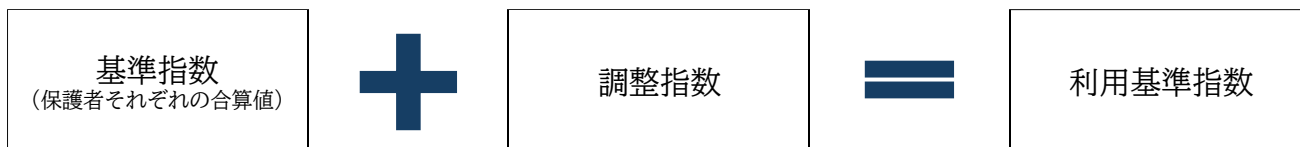
放課後等デイサービスとは児童福祉法に基づき療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本動作の指導、知識や技能の提供等の支援を学校の授業終了後や学校休業日に行うものです。

日常的に支援や保護を必要とする児童が生活能力向上のため、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、療育等を継続的に受けられるよう配慮し、適切な保護を必要とする日のうち「週2日以上、4週で8日以上」を利用の要件とします。その際は「受給者証（写し）」を提出してください。

放課後等デイサービスと学童クラブの併用は可能ですが、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することはできません。

4 保護者の状況及び基準指数

第1期、第2期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、利用基準指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。



基準指数（各保護者の状況）			指数
類 型		細 目	
就労 （月曜日から土曜日までの就労状況）	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が18時以降である日が週3日以上あることを常態とする場合		20
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が17時から18時前である日が週3日以上あることを常態とする場合		18
	勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が16時から17時前である日が週3日以上あることを常態とする場合 ※利用要件3年生の保護者は16時45分以降である必要がある。		16
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。	就労に準ずる
疾病	入院	1か月以上の長期入院の場合	20
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合	18
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	12
障害 （身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。）		身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の場合	20
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度または精神障害者保健福祉手帳3級の場合	16
		身体障害者手帳4級の場合	12
看護・介護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。）	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から4点減算する。	12～16
求職		放課後適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合	12
不存在、単身赴任			20
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

(1) 共通事項

- 保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。
- 保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用します。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。
- 就労等の時間は保護者の勤務終了時間＋時間外労働時間＋通勤時間で判定します。
ただし、勤務の全日が在宅である場合は通勤時間を加味しません。
- 利用申請書記載の退室予定時刻は欠席、早退及び利用基準指数が同点の場合に活用します。
- 時間外労働時間は直近3か月の実績を3で割り1か月の実績を算出後、雇用契約上の就労日数で割った時間を1日の平均とします。
- 通勤時間は保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等（事務所、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間について記載がない場合は、必要に応じて区で再計算する場合があります。

(2) 個別事項

- 変則的な就労の場合は、主な勤務時間帯で計算します。一番遅い勤務時間ではない旨注意してください。
- 夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。
- 就労先が複数ある場合は、就労状況を合算して審査します。
- 単身赴任の場合も、基準指数の判定のために就労証明書の提出が必要です。
- 就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。

(3) その他

- 求職による利用期間は1か月、年1回限りとします。利用期間の1か月以内に学童クラブ申請事項変更届【20ページ参照】及び就労証明書を提出すれば継続して利用できますが、1か月経過しても就労が決まらなかった場合は利用辞退となります。
- 休職は利用要件に当てはまらないため利用できません。ただし、休職の理由が「就学」「疾病」「看護・介護」等であれば当該要件として申請できます。



5 調整指数

条件			調整指数	備考
保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週6日の場合		+ 2	1、2年生は16時前、3年生は16時45分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。 ※1 週2日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ ※2 この時間内に保護者の勤務等の時間が終了する場合は早退にならない。
	月曜から土曜の間に週5日の場合		0	
	月曜から土曜の間に週4日の場合		- 2	
	月曜から土曜の間に週3日の場合		- 4	
	月曜から土曜の間に週2日の場合※1		- 5	
早退による調整	1、2年生は16時30分前、3年生は17時15分前に早退する場合(1日の早退につき-1) ※2		- 1	
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	1、2年生	+ 4	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。
		3年生以上	+ 2	
	両親の不存在等により親族等が養育している場合		+ 4	
学年による調整	1年生		+ 2	日常的に支援や保護を必要とする児童※3、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。
	2年生		- 2	
	3年生		- 4	
	4年生から6年生まで		0	
特別支援児童	各学年共通		+ 2	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。
医療的ケア児	各学年共通		+ 2	V5(1)実施できる医療的ケア【19ページ参照】に該当する場合
学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合 (兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む)			- 6	審査時の納付状況による。

※3 発達について病院で診断を受けている、または施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される場合は、学年によるマイナス調整を行いません。障害等により日常的に支援や保護を必要とする児童については、学童クラブ利用申請書の「児童の状況について」欄にご記入ください。必要に応じて保護者の方や関係施設に状況を確認させていただきます。また、障害の内容や施設の状況によっては、希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。

学童クラブの利用についてご不安がある場合は事前にご相談ください。

6 「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

- 保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月曜日から土曜日までで3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例1】保護の必要な日が3日で利用対象となりますが、調整指数は「-4」となります。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例2】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が2日となり利用対象となりません

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の 就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	休
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

- 保護を必要とする日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については4、5ページをご確認ください。

【例3】保護者の勤務等による保護を必要とする日が3日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が1日あり「保護を必要とする日数による調整」の週3日に該当するため調整指数「-4」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

【例4】保護を必要とする日が3日以上ありますが、16時15分の早退が1日あります。

1、2年生の場合は早退による調整で「-1」、欠席2日で「保護を必要とする日数による調整」が週3で「-4」の合計「-5」となります。3年生の場合は、利用要件の16時45分前に帰宅する月曜日は欠席の取扱いとなります。

そのため利用日数が2日となり、利用対象となりません。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16時15分早退	利用	塾で欠席	利用	塾で欠席	



7 利用の審査、順位について

(1) 利用の決定

4 ページの「Ⅲ 利用要件、指数等について」の要件に該当するかどうかを審査し、利用を決定します。

(2) 定員を超えた場合の利用の決定方法

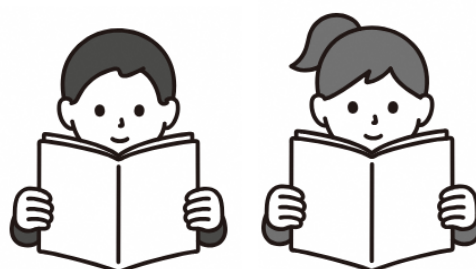
ア) 利用基準指数が同点の児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下の表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機※」となります。

イ) 3月2日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。この場合は、先着順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。年度途中で利用辞退者が出るなど、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用待機通知書「その他欄」に記載されている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

【利用基準指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	日常的に支援や保護を必要とする児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	4週間あたりの利用時間数の多い児童
5	4週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護が必要な時間のうち出席時間の多い児童
7	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
8	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
9	保護者の在宅勤務の少ない児童
10	その他



IV

利用申請の流れについて

1 利用申請手続きについて

- 利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請手続きをしてください。
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
例：区立学童クラブと区立学童クラブ、区立学童クラブと民間（民設民営）学童クラブなど

2 一括申請受付期間、受付場所等

(1) 受付期間等

利用案内等配布	令和7年11月1日（土）から ※ホームページは8時30分から公開します。
第1期申請受付	令和7年11月14日（金）から令和7年12月12日（金）まで
第2期申請受付	令和8年1月31日（土）から令和8年2月10日（火）まで 第2期は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。
上記期間以外の受付	令和8年3月2日（月）から

(2) 受付場所、時間

受付場所	受付時間
トレジャー☆キッズクラブ中野新橋校	【月～金】11時から19時まで 【土】8時から17時まで
※区立学童クラブ・区役所総合窓口では受付いたしません。	
※電子申請は承っておりません。	

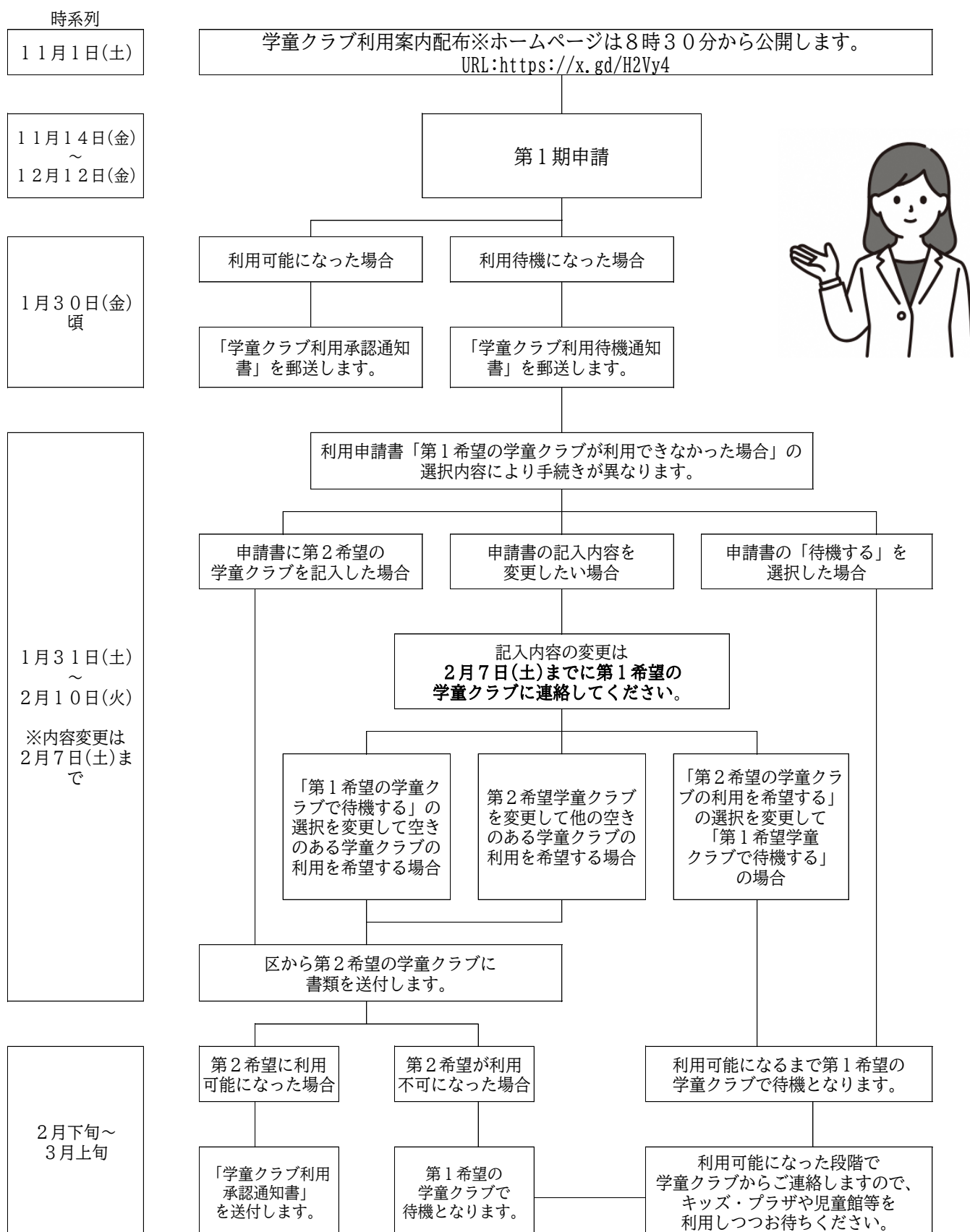
(3) 留意点

- 一括申請受付期間は、4月中に利用開始を希望する方が対象です。第1期、第2期申請受付は先着順ではありません。
- 不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。
余裕をもって受付期間内にご提出ください。提出時は書類の確認のためにお時間をいただきますのでご了承ください。
- 転入予定の方で書類を郵送希望の方は施設にご相談ください。
- メール及びFAXで書類を受け付けることはできません。

3 申請の流れ

○11月1日（土）から学童クラブ利用案内、利用申請書類を施設にて配布します。

○中野区公設学童クラブの申請書類での申請も可能です。（中野区の HP からダウンロード可能です。）



4 第1期申請【11月14日(金)から12月12日(金)まで】

(1) 申請

- 11月1日(土)から学童クラブ利用案内、利用申請書類を施設で配布します。
- 中野区公設学童クラブの申請書類での申請も可能です。
(公設学童クラブの申請書類は中野区の HP からダウンロードが可能です)
- 申請にあたっては4ページ「Ⅲ 利用要件、指数等について」の利用要件をご確認ください。
- 保護者の状況によりご用意いただく書類が異なります。申請書類については16ページ「Ⅴ 申請書類について」をご確認いただき、申請書類をすべて用意してからお申し込みください。
申請は先着順ではありません。書類に不備がある場合は受け付けできません。
- 同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
- 申請書類はコピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。

(2) 調査、確認

利用を希望する学童クラブや育成活動推進課から、保護者、保護者の方の職場へ電話確認や追加資料の提出をお願いする場合があります。

(3) 審査

- 4ページ「Ⅲ 利用要件、指数等について」に基づいて審査を行い、利用基準指数の高い順に各学童クラブの定員数まで利用を決定します。

申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機となります。

- **2年目以降にトレジャー☆キッズクラブ中野新橋校を継続して利用申請をした方については、次年度も優先的に利用決定をいたします。**

(4) 審査結果通知(1月30日(金)頃)

審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。

ア) 4月1日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

イ) 利用待機となった場合

「学童クラブ利用待機通知書」を郵送します。

その他欄に待機順位を記載していますのでご確認ください。

次の手続きについては「5 第1期申請で「利用待機」となった場合」をご確認ください。

5 第1期申請で「利用待機」となった場合

利用申請書「第1希望の学童クラブが利用できなかった場合」の選択内容により手続きが異なります。利用申請書に記入した内容を忘れないようにご注意ください。

(1) 申請書に「第2希望の学童クラブの利用を希望する」を選択した場合

- 第2希望の学童クラブに利用申請書類をお出しください。

-
- (2) 申請書に「第1希望の学童クラブが利用できるまで待機する」を選択した場合
○利用可能になった段階で学童クラブからご連絡します。
- (3) 「第1希望の学童クラブが利用できなかった場合」の記入内容を変更したい場合
○2月6日(金)までにご連絡ください。
ア)「第1希望の学童クラブが利用できるまで待機する」に変更する場合
利用可能になった段階で学童クラブからご連絡します。
イ) 空きのある学童クラブの利用を希望する場合
第2希望の学童クラブに利用申請書類をお出してください。
なお、第1期申請で待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブを記入し、かつ第2希望を変更されなかった方が優先となります。
- ※(1)~(3)の場合も第1期申請で決定した利用待機の順位を取り消さずに申請となります。
- (4) 第2期審査結果通知(2月下旬から3月上旬まで)
ア) 第2希望の学童クラブの利用が内定した場合
「学童クラブ利用内定のお知らせ」を郵送します。
第1希望が待機になり、第2希望の学童クラブに空きがある場合は、第2希望の学童クラブに利用決定となります。
第1希望の学童クラブに「学童クラブ利用辞退届」をご提出ください。利用辞退届の提出を確認後、第2希望学童クラブの「学童クラブ利用承認通知書」を送付します。
イ) 第2希望の学童クラブが利用できない場合
「第2希望学童クラブ利用不可のお知らせ」を郵送します。第2希望の学童クラブが利用不可の場合は、第1希望学童クラブでの待機となります。

6 第2期申請で初めて申請する方【1月31日(土)から2月10日(火)まで】

- (1) 申請
○第1期申請期間で申請をせずに、4月中に学童クラブの利用を希望する方は、第2期申請期間で受け入れ人数に空きのある学童クラブのみ申請することができます。
学童クラブの空き状況は1月30日(金)に中野区ホームページに掲載します。
○第2期申請期間は先着順ではありませんが、第1期申請で待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブを記入し、かつ第2希望を変更しなかった方が優先となります。
○第2期申請期間では、申請書に第2希望の学童クラブを記載する必要はありません。
- (2) 調査、確認、審査
第1期申請時と同様です。
- (3) 審査結果通知
○2月下旬から3月上旬に審査結果を郵送で通知します。必ず開封して内容をご確認ください。
ア) 4月1日から利用できる場合
利用承認期間が記載された「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。

イ) 利用待機となった場合

「学童クラブ利用待機通知書」を郵送します。その他欄に待機順位が記載されていますのでご確認ください。学童クラブの利用が可能になった段階で学童クラブからご連絡します。

7 求職要件で利用を希望する方及び第1期、第2期申請受付期間に申込みをしなかった方

○3月2日（月）から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

8 指定校の変更に伴う手続きについて

○転居や指定校変更申立の結果などによって第1希望の学童クラブを変更する場合は、速やかに初めに申請した学童クラブにご連絡ください。

9 5月1日以降の利用を希望する方

○利用開始日の1か月前から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請できますが「利用待機」となります。申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

10 育児休業中の利用及び申請について

- 育児休業取得中は、学童クラブは利用できません。
年度途中で育児休業に入られた場合は利用辞退となります。
- 育児休業中に申請する場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。
- 5月1日までに職場復帰する場合は第1期及び第2期申請受付期間に申請でき、利用が決定した場合は4月1日からの利用が可能です。
- 就労証明書に復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。
- 復職後は速やかに、ご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。

11 中野区に転入予定の方

○ 中野区に転入予定の方で、令和8年4月末までに住民票を異動される場合は、第1期及び第2期申請受付期間も申請が可能です。16、17ページに記載の書類を揃えて提出してください。

1 申請に必要な書類

保護者の状況 申請に必要な書類※		就労 (固定)	就労 (変則)	就労 (自営等)	就学等	疾病	障害	看護等	求職
1	区立学童クラブ利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○					
3	勤務実績表等		○						
4	就労等実績申出書			○				○	
5	その他証明書			○				○	○
6	申出書※				○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○				
8	診断書（区様式）※					○			
9	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○		

※申請に必要な書類は区ホームページからダウンロードできます。

申出書及び診断書（区様式）は本利用案内には添付していません。必要な場合は区ホームページからダウンロードするか、施設までお申し出ください。

(1) 学童クラブ利用申請書

- 児童1人につき1部ご提出ください。

(2) 就労証明書

- 有効期間は原則3か月間となり、勤務先に記入してもらいます。

勤務実態について不明な点があるときは勤務先に問い合わせる場合があります。

記入にあたっては記載要領をご確認ください。

- 採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。

利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

- 自営業、家族従業者等の方はご自身で記入していただき、(4)(5)の書類をご準備ください。

- 単身赴任の方の分についても就労証明書は必要です。

(3) 勤務実績表等

- 変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近3か月のシフト表、タイムカード（勤務実績表）のコピー（勤務時間のわかる書類）を添付してください。

【URL】
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshi-shinsei/kodomo/gakusyu/r7ga-kudoriyo.html>



▲区 HP

(4) 就労等実績申出書

- 就労（自営業、家族従業者、個人事業主等）の方は直近3か月の就労実態を記入してください。
- 看護、介護をしている方は直近3か月の状況を就労等実績申出書に記入してください。

(5) その他証明書

- 自営業、家族従業者、個人事業主等の方は、仕事の内容が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は18ページ「2 自営、家族従業者、個人事業主の方へ」をご確認ください。
- 看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。
- 求職活動をしている方は、就職活動を証明する書類（ハローワークカードの写し、インターネットの求人サイトや求人情報誌からの面接連絡メール、不採用通知）など状況のわかるものを添付してください。

(6) 申出書

- ご自身でご記入ください。

(7) 在学証明書、カリキュラム等

- 在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）などの状況が分かるものを添付してください。

(8) 診断書（申請時の状況として児童の保護ができない旨の記載があるもの）

- 区の様式による診断書を添付してください。内容次第では医師に問い合わせることがあります。

(9) 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

- 障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。
診断書を添付していただく場合もあります。

(10) その他

- 書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。
- 申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。
- 保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。
一人で2項目以上に該当する場合は、全ての項目に係る書類をご提出ください。
- 4月1日現在、産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。
- 兄弟姉妹で申請する場合は、学童クラブ利用申請書以外は原本1部、他はコピーの提出でかまいません。
- 令和8年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等）が必要です。
- 離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

2 自営、家族従業者、個人事業主の方へ

- ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。
- 次表の中から、提出可能なものをひとつお選びいただき提出してください。
- 原則、直近3か月分の証明が必要です。
- 就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	○受注票の写し
○税務署に提出する個人事業の開業届など	○署名、日付が記載されている書籍など
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録
○登記事項証明書の写し	○貸金台帳
○履歴事項全部証明書	○出勤の記録(タイムカードなど)
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やWEBページなど
○源泉徴収票の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ伝票(3か月分) (多くなる場合は各月2～3枚ずつ)
○お店を開業していることが分かるチラシ ホームページのコピーなど	○相手方とやり取りしたメールの記録(3か月分) (多くなる場合は各月4～5枚ずつ)

3 変則勤務の方へ

- 勤務時間が固定された時間ではなく、週、月単位で労働時間を変更することができる、ローテーション等のシフト制、自身で勤務時間を調整することができる裁量労働制、フレックスタイム制等の場合は、変則勤務として直近3か月分の実績表をご提出ください。
- ただし、企業・団体等として裁量労働制やフレックスタイム制等を採用している場合でも、申請者の勤務実態が固定就労の場合は、変則就労ではなく固定就労として就労証明書等をご準備ください。直近3か月分の実績も不要となります。

4 区立学童クラブ利用申請書の希望学童クラブの記入について

- 利用申請書に第1希望の学童クラブが利用待機の場合に、第2希望の学童クラブの利用を希望するか待機するかを選択して記入する欄があります。
利用待機になった場合は、この欄に記入された内容に基づき手続きを進めますので必ずご記入ください。
- 第2希望として記入した学童クラブの定員に空きがある場合は第2希望の学童クラブの利用となりますので、記入した内容を把握しておいてください。
コピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。

- 第1希望の学童クラブが利用できなかった場合の記入内容を変更したい場合は、2月6日（金）までに申請した学童クラブに連絡してください。

5 医療的ケアが必要な児童について

- 学童クラブでは医療的ケアが必要な児童の受け入れを行います。学童クラブの利用及び医療的ケア事業の利用が認められた児童が対象です。医療的ケアが必要な場合は、学童クラブ事業係（03-3228-8884）までご相談ください。

（1）実施できる医療的ケア

- 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引及び排痰介助としての定時薬液の吸入
- 気管切開の管理
- 経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管又は腸瘻によるものに限る。）
- 皮下注射（インスリン注射に限る。）
- 血糖測定
- 導尿
- その他、中野区長が必要と認める医療行為

（2）申請に必要な書類（申請書類は区ホームページからダウンロードできます）

- 学童クラブ利用申請に必要な書類
- 医療的ケア申請書及び同意書
- 主治医の意見書

【URL】
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/kurashi/denshi-shinsei/kodomo/gakusyu/r7gakudoriyo.html>



▲区 HP

（3）医療的ケアを行う者

児童に対する医療的ケアは、実施学童クラブに配置される看護師が実施します。

（4）医療的ケア事業の利用の決定

児童の医療的ケア事業の利用の可否については、区が開催する検討委員会での検討を踏まえ決定します。医療的ケア事業の利用を決定した場合は、保護者に「学童クラブ利用承認通知書」及び「医療的ケア事業実施決定通知書」により通知します。利用決定後は、主治医が作成した医療的ケア指示書を提出していただきます。

（5）第1期申請期間終了後に申請する場合

- 第1期申請期間終了後、医療的ケアが必要な児童の受け入れを行うのは、申請時点で学童クラブの定員に空きがある学童クラブです。
- 医療的ケアを実施する看護師の配置には4か月程度の時間を要します。医療的ケアの実施は看護師の配置が出来次第となります。
- 医療的ケアが必要な児童については、看護師の配置準備のため、入所希望の4か月前から申請を受け付けます。



VI

学童クラブ利用開始後について

1 年度途中の審査及び利用状況の確認について

- 利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに利用している学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。
保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。
利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。
- 利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

2 離職、求職について

- 学童クラブ利用中に離職した場合、1か月は求職要件で学童クラブを利用できます。
なお、離職した月は継続して利用できますが、求職要件として利用できる1か月に含みません。
離職の翌月の初日から1か月になります。継続して利用を希望される場合は、利用期間内に就労証明書をご提出ください。

3 利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

- 学童クラブの利用を辞める場合、休止する場合、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。届出用紙は学童クラブにあります。また、区のHPからもダウンロードが可能です。
- **電子申請は承っておりません。**

申請事項（住所、勤務先、勤務状況、利用日・時間等）に変更があった時	「学童クラブ申請事項変更届」
学童クラブの利用・待機を辞める時、休止する時（休止は最長2か月までです）	「学童クラブ辞退又は休止届」 ※1日も学童クラブを利用しない月の 前月10日まで にご提出ください。



VII

学童クラブQ & A

1 学童クラブについて

Q1 学童クラブの見学はできますか。

A1 開設時間内であれば見学可能です。あらかじめ学童クラブにご連絡ください。

Q2 送り迎えは必要ですか。【2ページ参照】

A2 18時までに帰宅する場合は、お迎えの必要はありません。学童クラブの利用を開始する前にお子さんと一緒に経路や危険な場所がないかを確認しながら歩いてみることをお勧めします。

18時前に帰宅する場合でもお迎えをすることは可能です（お迎えの有無はあらかじめ連絡帳等でご連絡ください）。

Q3 学校から学童クラブに一人で行けるか心配です。

A3 入学後しばらくは学童クラブの職員が学区内の学校までお迎えに行きます。

その期間に安全に学童クラブに行くことができるよう職員が支援します。

Q4 学童クラブで勉強は見てもらえますか。

A4 学童クラブは宿題の声掛けをすることはありますが、学童クラブの職員が勉強を指導することはできませんのでご了承ください。

Q5 保護者は18時には家に帰りますが、19時まで学童クラブで子どもを預かってもらうことはできますか。

A5 学童クラブは保護者の保護に欠ける時間に子どもの生活を支援します。

保護者の方が18時で帰宅される場合は、19時までお子さんをお預かりすることはできません。

Q6 申請時から就労状況に変更がある場合は、どうすればよいですか。

A6 変更があった場合は、変更届等必要な書類を直ちに提出してください。

利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

2 学童クラブの申請について

Q1 産休中でも利用できますか。育休中でも利用できますか。【15ページ参照】

A1 産休中は学童クラブの利用が可能です。

育休中は学童クラブの利用ができませんが、令和8年5月1日までに復帰予定であれば一括申請受付期間に申請が可能です。復職後は復職証明書を提出していただきます。

Q2 指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。【15ページ参照】

A2 指定変更先の学童クラブを第1希望に記入してください。指定変更が決定した結果によって第1希望の学童クラブを変更する場合は、速やかに申請した学童クラブにご連絡ください。

3 学童クラブの申請書類について

Q1 保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。

A1 保育園と学童クラブでは利用の審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

Q2 利用申請書は郵送で提出できますか。【11ページ参照】

A2 郵送は遠方にお住まいの方等、直接提出するのが困難な場合にみにさせていただきます。ご理解の程よろしくお願いします。

4 選考方法、指数について

Q1 利用基準指数が何点だと学童クラブを利用できますか。自分の利用基準指数を教えてください。

A1 利用できた指数については、各学童クラブの申請状況によって異なるためお答えできません。ご自身の指数が知りたい方は、審査通知確認後に学童クラブ事業係（03-3228-8884）にお問い合わせください。

その他のQ&Aについて、区ホームページに掲載しています。

以下のURL又は二次元コードよりご覧ください。

【URL】 <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/faq/asobiba/gakudo01.html>



学童クラブ以外の放課後の居場所、過ごし方

児童館、キッズ・プラザ

中野区には子どもたちの放課後の居場所として学童クラブのほかに、児童館とキッズ・プラザが設置されています。児童館やキッズ・プラザは、子どもたちを見守る大人がいて、子どもたちの体験の幅を広げる活動や事業を通して子どもたちの成長を支える場です。子どもたちが、放課後を安心して過ごす場として活用することを是非ご検討ください。

各施設の様子は
こちらの動画から



【URL】
<https://www.youtube.com/watch?v=hXpaNJPJEW>

	児童館	キッズ・プラザ	学童クラブ
利用対象	0歳から18歳まで	中野区在住、在学の小学生 各施設の様子は	中野区在住で、放課後家庭で適切な保護を受けられない小学生
利用料	無料	無料 こちらの動画から	有料（月5,600円、おやつ代含む）
開設日時	月曜～金曜	当該小学校の授業終了時～18時	当該小学校の授業終了時～19時 民設民営は20時まで
	土曜（授業あり）		
	土曜（授業なし） 学校休業日	8時30分～18時	7時30分～19時 民設民営は8時～20時まで
利用方法	○一度帰宅してから利用 ○家庭での約束による自由な利用 ○施設の出入りは自由 ○各児童館の様子はこちらの動画から URL:https://x.gd/JsKJC 	○放課後直接利用、帰宅後利用のどちらも可。 ○入退館管理システム※で、保護者は子どもの利用の有無を把握できる。 ○家庭での約束による自由な利用	○担当の職員が、登録児童の出欠や生活面を把握し保護をする。 ○連絡帳で、子どもの状況や利用日時などを保護者と確認する。 ○塾や習い事などに行く時は、早退となる。
お弁当、おやつ	○お弁当やおやつはご相談に応じて食べるスペースを提供する。 （児童館によって対応は異なる。）	○おやつを食べることはできない。 ○お弁当は決められた時間に食べることができる。	○おやつの提供あり。 ○お弁当は決められた時間に食べる。
緊急時の対応	○体調不良やけがなどは、症状によっては保護者に連絡しお迎えがあるまで保護する。緊急を要する場合は、病院へ付き添うこともある。 ○災害などの場合は、子どもの安全を確保できる対応を行う。		

※ キッズ・プラザ及び学童クラブは、利用証をカードリーダーにかざすことで登録したメールアドレスに入退室の状況がメール配信されます。